

あきる野市
子ども・子育て支援総合計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

《概要版》

案

令和2年3月

あきる野市

第1章 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨・背景

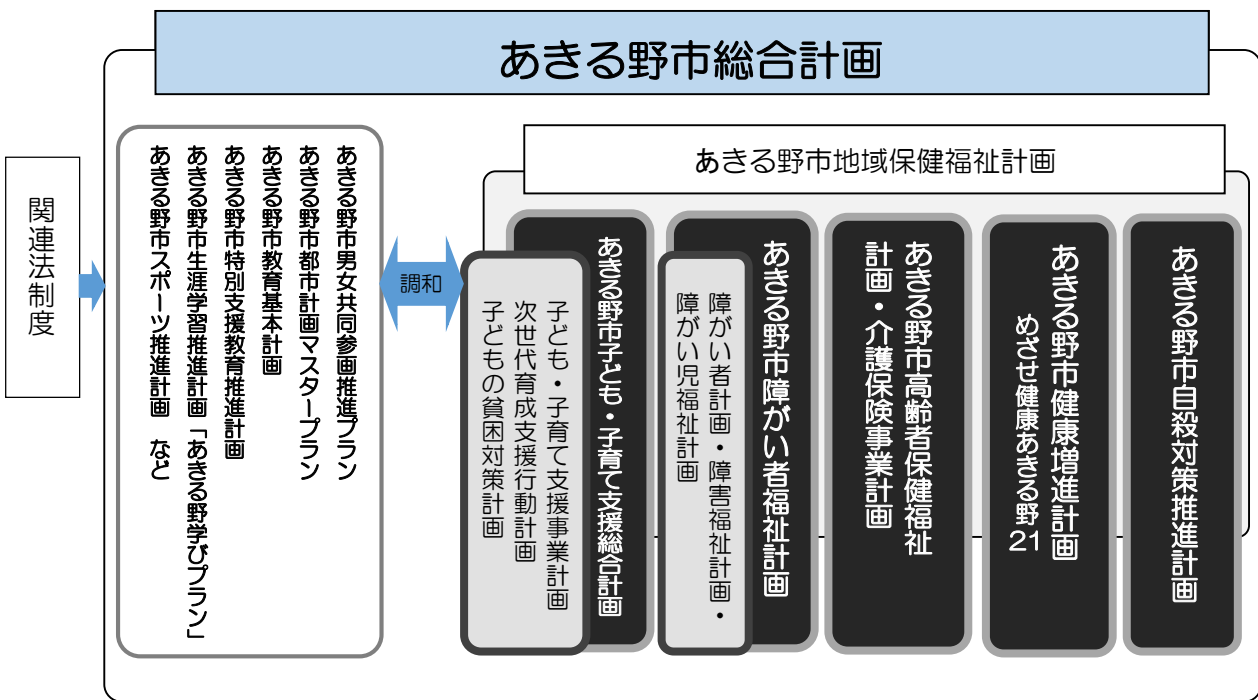
核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況下において、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者の増加や児童虐待の深刻化、多様化する保育ニーズへの対応など、様々な課題があります。

こうした中、本市では近年の社会潮流や本市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状を踏まえつつ、これまでの取組の進捗状況を確認・検証し、あきる野市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層推進します。

(2) 計画の性格、位置付け

本計画は、あきる野市における子ども・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を合わせた計画とし、「あきる野市子ども・子育て会議」において、委員の意見を聴取して策定しています。

また、「あきる野市総合計画」や「あきる野市地域保健福祉計画」の子ども・子育て支援の部門計画として、「あきる野市教育基本計画」などの関連計画と調和を持たせた計画です。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、毎年度、本計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等を点検・評価し、必要に応じて改善していきます。

第2章 計画の基本的な考え方

基本理念

**未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち
社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野**

～基本的な考え方～

1 全ての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育や福祉を受けることができる環境を整えます

全ての子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、その現在及び将来が障害の有無や生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成されなければなりません。また、その意見が尊重され、等しく質の高い幼児教育・保育や福祉を受ける権利があります。そのため、全ての子どもが健やかに成長することができるよう、それぞれの子どもの状況に応じた環境を整えます。

2 全ての保護者が子育てを楽しみながら、成長できる環境を整えます

子育ての第一義的な責任者は保護者であることから、全ての保護者が子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じられるよう、子育てを通して親が親として成長することが重要です。そのため、保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、自己肯定感を持ちながら子どもと共に成長できる環境を整えます。

3 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます

核家族化の進行や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、地域社会における人間関係の希薄化などが進んでいます。また、児童虐待や子どもを巻き込んだ痛ましい事件・事故なども大きな社会問題となっています。そのため、社会全体で“子は地域の宝”という観点で子どもと子育て家庭を見守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

～基本目標～

基本目標 1 全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備

**基本目標 2 全ての保護者が子育てを楽しみ
子どもと共に成長できる環境の整備**

**基本目標 3 子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、
安全に安心して暮らせる環境の整備**

第3章 あきる野市の子ども・子育てをめぐる状況

(1) 人口の状況等

- 直近6年間の総人口は、平成26年から平成31年にかけて緩やかに減少しており、平成31年には80,731人となっています。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いています。
- 総世帯数については、平成17年から平成27年にかけて増加していますが、6歳未満の子どもがいる世帯と18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。
- 出生数は、平成24年から平成28年にかけて減少していますが、平成29年にはやや回復しています。また、合計特殊出生率をみると、平成24年以降1.3～1.4前後で推移しています。

(2) 女性の就労状況等

- 女性の労働力率〔15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合〕の推移は、平成17年や平成22年では20歳代をピークとしたM字曲線を描いていましたが、平成27年には20歳代と40歳代前半の労働力率の低下と50歳代以上の上昇に伴い、曲線が緩やかになっています。
- 平成22年と平成27年の共働き世帯の就業率について最年少の子どもの年齢（0～12歳）別にみると、6歳を除く、いずれの年齢においても就業率の上昇がみられ、1歳以上ではいずれも5割以上となっています。
- 就学前児童の母親の就労状況について、平成25年調査では「就労していない」が5割となっていました。平成30年調査では約3割と、子どもが幼い頃から就労している母親が増えています。また、現在、就労していない母親のうち、約8割の人が就労を希望しています。

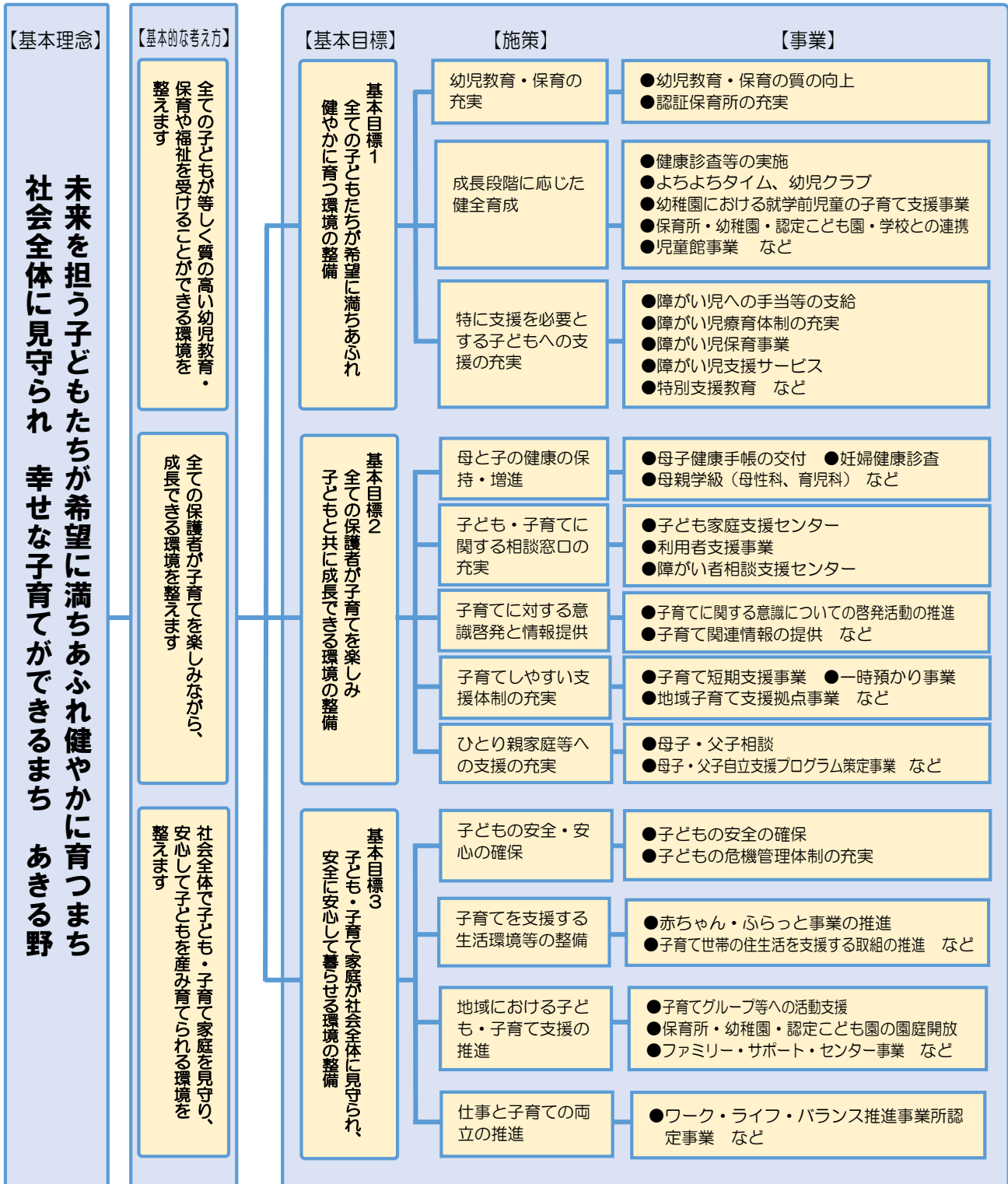
(3) 保育所等の利用状況

- 直近6年間の保育サービスについて保育所・幼稚園別に利用者の推移をみると、保育所の入所者は年によって増減があるものの1,750人前後で推移していますが、幼稚園の入園者は平成25年以降、減少傾向となっています。
- 保育所への入所率について年齢別にみると、0～2歳と3～5歳ともに平成25年以降、増加傾向となっています。また、3～5歳については、平成27年以降、約5割以上となっています。
- 保育所待機児童数については、平成28年以降、4月と10月ともに減少傾向となっています。また、年齢別にみると、4月1日時点では1歳児の待機児童が多くなっていますが、10月1日時点では1歳児に加え、0歳児の待機児童も多くなっています。
- 学童クラブについては、平成27年度に2か所増えて16か所となりました。また、学童クラブの入会者数と延べ利用者数の推移をみると、平成25年度以降いずれも増加傾向となっています。

第4章 あきる野市子育て支援施策の展開

(1) 計画の全体像

「基本理念」や「基本的な考え方」を踏まえ、あきる野市に暮らす全ての子どもへの支援、全ての保護者への支援、社会全体での子ども・子育て家庭への支援を推進するため、3つの基本目標と12の施策により計画を推進していきます。



《 基本目標1 》

全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備

現状・課題

- アンケート調査では、希望する園に空きがなく利用できなかったことが挙げられていることから、保護者のニーズに対応できる体制づくりが必要です。
- 共働き世帯の増加や最年少の子どもが0歳・1歳の共働き世帯の就業率が上昇していることから、引き続き幼児教育・保育事業を充実する必要があります。
- 子どもたちが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、乳幼児の教育・保育事業に携わる人材の育成が必要です。
- 子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる場所の提供が求められています。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことがないよう、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児や心身の発達に遅れがある児童に対して、個々の状況に応じた教育・保育の支援の充実や将来自立ができる一貫した支援環境を整える必要があります。
- 今後より一層、国際化が進むことが予想されることから、外国につながる子どもや家庭等への支援が必要です。

方向性

小学校就学前における幼児教育・保育を十分に提供できる環境を整備するとともに、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、幼稚園教諭や保育士等の職員が専門性を向上させるための取組を推進します。また、健康診査の実施や放課後の活動支援などにより、成長段階に応じた健全育成に取り組みます。

併せて、特に支援を必要とする子どもへの支援の充実を図るため、障がい児への支援や特別支援教育などを推進します。

事業

基本目標1	①幼児教育・保育の充実	●幼児教育・保育の質の向上 ●認証保育所の充実
	②成長段階に応じた健全育成	●健康診査等の実施 ●よちよちタイム、幼児クラブ ●児童館事業 ●教育相談事業 ●幼稚園における就学前児童の子育て支援事業 ●保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携 ●放課後の活動支援（新・放課後子ども総合プラン）
	③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	●障がい児への手当等の支給 ●障がい児療育体制の充実 ●障がい児保育事業 ●障がい児支援サービス ●特別支援教育 ●障害者虐待防止センター ●子ども食堂推進事業 ●子どもの学習支援事業 ●外国につながる子どもへの支援

《 基本目標2 》

全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備

現状・課題

- 親子が健康でいきいきと暮らすためには、妊娠期から健診や生活・食習慣に関する的確な情報提供が必要です。
- 子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭において、親が子どもの育ちをしっかりと支えていけるよう、様々な学習機会や情報提供が必要です。
- 産後うつや子育てへの不安等に起因する健康問題等、子育てに伴うこころの健康が懸念されることから、妊娠・出産期から子どもの成長の各段階における母子保健に関する取組の充実が必要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が増えています。
- 就学前児童の母親を中心に、就労の意向があることから、子育てと仕事との両立支援が必要です。
- 支援を必要とした時に助けてもらえる存在や子育ての相談先がない人がそれぞれ一定数いることから、必要に応じて支援が受けられるようにする必要があります。
- 子育て中の保護者がいつでも気軽に相談できる体制の充実が求められています。

方向性

子どもを安心して産み育てることができるようにするため、妊婦健康診査や乳幼児全戸訪問事業等を実施するとともに、子育て支援情報の提供や子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を推進します。さらに、子育てしやすい支援体制の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、病児・病後児保育事業等を実施します。

併せて、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、相談窓口や就労支援等の充実を図ります。

事業

基本目標2

①母と子の健康の保持・増進

- 母子健康手帳の交付
- 母親学級（母性科、育児科）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 妊婦健康診査
- 産後ケア事業
- 育児相談・一般相談

②子ども・子育てに関する相談窓口の充実

- 子ども家庭支援センター
- 障がい者相談支援センター
- 利用者支援事業

③子育てに対する意識啓発と情報提供

- 子育てに関する意識についての啓発活動の推進
- 子育て関連情報の提供
- 子育て支援講座（家庭教育学級等）

④子育てしやすい支援体制の充実

- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 医療費の助成
- 幼児教育に対する支援
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 時間外保育事業
- 児童手当の支給
- 入院助産費の支給
- 就学援助費の支給

⑤ひとり親家庭等への支援の充実

- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 児童育成手当・児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業
- 母子・父子相談
- ひとり親家庭等医療費助成
- 東京都母子及び父子福祉資金

《 基本目標3 》

子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、安全に安心して暮らせる環境の整備

現状・課題

- 核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、社会全体で子どもを見守り、成長を支える取組が必要です。
- 子どもたちを事件・事故から守るためには、家庭や学校だけではなく、地域や関係機関など、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでいく必要があります。
- 子どもの身近な生活環境に対する不安として、「安心して遊ぶ場所が少ない」「1人で外出させるのが心配」といった意見が挙げられています。
- 子育てに関して地域に望むこととして、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意してほしい」「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」「親子で気軽に参加できるイベント等を企画・運営してほしい」といった意見が挙げられています。
- 子育てに関する負担や不安、孤立感を感じる保護者が多いことから、子どもが幼い頃から地域との関わりを持つきっかけをつくる必要があります。
- 妊婦や子ども連れを含む全ての人々が安心して外出できるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が求められています。
- 本市においても児童虐待の対応件数は増加傾向にあります。児童虐待をなくしていくためには、未然防止と早期発見の取組が重要であり、いち早く情報を把握して迅速かつ的確に対応する必要があります。

方向性

社会全体で子どもたちの未来を考え、本市に暮らす全ての子どもたちが、地域の見守りや必要に応じて適切な支援を受けながら、いきいきと生活できるよう、関係部署・機関と連携を図りながら、子どもや子育て家庭を見守る環境づくりに取り組みます。また、子どもたちを導き守ることができる人材の育成をはじめ、市民の活動等をサポートするなどし、子どもやその保護者が地域の人たちとの交流を広められる機会を提供します。

併せて、児童虐待への対応として、関係機関で情報共有の推進を図るなどし、発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行っていきます。

事業

基本目標3	①子どもの安全・安心の確保	●子どもの安全の確保 ●子どもの危機管理体制の充実
	②子育てを支援する生活環境等の整備	●赤ちゃん・ふらっと事業の推進 ●小・中学校の施設整備事業 ●子育て世帯の住生活を支援する取組の推進 ●安全・安心に利用できる子育て空間の充実 ●公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 ●多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業
	③地域における子ども・子育て支援の推進	●子育てグループ等への活動支援 ●保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●地域子ども育成リーダー事業 ●子育て支援を担う地域人材の確保 ●児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）
	④仕事と子育ての両立の推進	●ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業 ●育児休業制度等の普及啓発 ●子育て中の親の再就職支援の充実 ●男女共同参画の意識啓発

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

(1) 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域の設定については、利用者の視点に立ち、地域ごとのニーズを踏まえ、需要調整を行うことを前提とした上で、本市の地理的な特殊性等を勘案し、市全域（1区域）を教育・保育の提供区域として、全体のバランスを取りながら施策展開を図ります。

《教育・保育の提供区域の設定》

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は教育・保育提供区域を定めることとしており、区域の設定に当たっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める」とされています。

(2) 幼児期の学校教育・保育

「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■ 幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)「量の見込み」に対する「確保の内容及び実施時期」

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		人	815	803	779	759	723
②確保の内容	幼稚園・認定こども園	人	582	582	582	582	582
	私学助成型幼稚園 (新制度未移行)	人	400	400	400	400	400
②-①		人	167 (67)	179 (79)	203 (103)	223 (123)	259 (159)

※幼稚園では、令和元年5月1日の時点で市外から105人の利用があったことから、今後5年間の市外からの利用者を100人と推計し、()内はその人数を差し引いた数です。

■ 幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定、3号認定)「量の見込み」に対する「確保の内容及び実施時期」

		単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号
①量の見込み (必要利用定員総数)		人	1,058	724	1,057	707	1,040	728	1,028	739	992	750
②確保の内容	保育所・認定こども園	人	1,172	727	1,172	727	1,172	727	1,172	727	1,172	727
	地域型保育事業	人	/	64	/	64	/	64	/	64	/	64
	地域単独事業	人	28	41	28	41	28	41	28	41	28	41
②-①		人	142	108	143	125	160	104	172	93	208	82

(3) 地域子ども・子育て支援事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者 支援事業	基本型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーションこころの				
	母子 保健型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーションこころの				
時間外保育 事業(延長 保育事業)	量の見込み		人	831	827	834	840	834
	確保の内容		人	831	827	834	840	834
			箇所	15	15	15	15	15
学童クラブ (1~6年生)	量の見込み		人	1,173	1,165	1,159	1,139	1,142
	1年生	1年生	人	436	434	432	424	425
		2年生	人	396	393	391	385	386
		3年生	人	222	220	219	215	216
		4年生	人	80	79	78	77	77
		5年生	人	30	30	30	29	29
		6年生	人	9	9	9	9	9
	確保の内容		人	1,055	1,055	1,110	1,110	1,165
			箇所	17	17	18	18	19
放課後 子ども教室	確保の 内容	学校数	校	10	10	10	10	10
		設置箇所数	箇所	6	7	7	8	8
		事業量 (市内小学校の整備状況)	%	60	70	70	80	80
		一体型実施箇所数	箇所	6	7	7	8	8
		一体型の目標事業量	%	100	100	100	100	100
子育て短期 支援事業	量の見込み		人日	129	125	122	120	115
	確保の内容		人日	129	125	122	120	115
			箇所	1	1	1	1	1
乳児家庭 全戸訪問 事業	量 の見込み	訪問件数	件	485	476	466	458	450
		訪問率	%	100	100	100	100	100
	確保の内容		-	実施体制：3人 ・ 実施機関：健康課				
児童虐待 防止対策	確保の 内容	専門的相談支援件数	件	277	277	277	277	277
		育児支援ヘルパー 派遣件数	件	144	144	144	144	144
		代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
		実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
		個別ケース 検討会議回数	回	30	30	30	30	30
地域子育て 支援拠点 事業	量の見込み(大人の数)		人回	18,665	18,072	17,704	17,320	16,716
	確保の内容		人日	18,665	18,072	17,704	17,320	16,716
			箇所	5	5	5	5	5

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
一時預かり事業	幼稚園在園児対象の預かり保育事業	量の見込み	人日	33,612	33,653	33,169	32,874	31,807	
		確保の内容	人日	33,612	33,653	33,169	32,874	31,807	
			箇所	6	6	6	6	6	
	1号認定による利用	量の見込み	人日	6,722	6,730	6,633	6,574	6,361	
		確保の内容	人日	6,722	6,730	6,633	6,574	6,361	
	1号認定(新2号)による利用	量の見込み	人日	26,890	26,923	26,536	26,300	25,446	
		確保の内容	人日	26,890	26,923	26,536	26,300	25,446	
	その他の一時預かり事業	量の見込み	人日	747	723	709	693	669	
			確保の内容	人日	747	723	709	693	669
		確保の内容	箇所	15	15	15	15	15	
			量の見込み	人日	149	144	141	138	133
				確保の内容	人日	149	144	141	138
			確保の内容	箇所	14	14	14	14	14
	一般型	量の見込み		人日	598	579	568	555	536
		確保の内容	人日	598	579	568	555	536	
確保の内容	箇所		1	1	1	1	1		
	病児・病後児保育事業	量の見込み	人日	625	625	625	625	625	
確保の内容		人日	625	625	625	625	625		
		箇所	1	1	1	1	1		
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児	量の見込み	人日	392	379	372	363	351	
		確保の内容	人日	392	379	372	363	351	
	1～4年生	量の見込み	人日	445	432	421	404	396	
		確保の内容	人日	445	432	421	404	396	
	5～6年生	量の見込み	人日	290	282	274	264	259	
		確保の内容	人日	290	282	274	264	259	
	確保の内容	設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1	
		提供会員数	人	197	199	201	203	205	
両方会員数		人	14	14	14	14	14		
妊婦健康診査	量の見込み	受診券配布人数	人	485	476	466	458	450	
		受診回数	回	6,020	5,908	5,784	5,685	5,585	
	確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関					
		実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関					
		検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容					
		実施時期	-	受診票交付の日から出産の日まで					

(4) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園の設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進策、保幼小の連携の取組の推進等に取り組みます。

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る基本的な考え

○運営事業者と相談をしながら、希望を踏まえ支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的考え、推進方策

○教育・保育施設（小学校・認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業の連携を進めていきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付については、引き続き公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、実施していきます。

第6章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係各課、関係機関団体と連携を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組みます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映することで、子ども・子育て支援施策の更なる充実を目指します。

(2) 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、本計画に基づく各施策の進捗状況に加え、総合計画全体の成果についても点検・評価を行うことが重要です。

そのため、PDCA サイクルの考え方に基づき、事業ごとに設定した指標及び実施状況を年度ごとに点検・評価し、「あきる野市子ども・子育て会議」で調査審議を行い、施策の改善に努めます。

子育て応援サイト るのキッズ

【子育て支援情報等】



コードを読み取りアクセス

子育て応援アプリ るのキッズ

【子育て支援情報・子育てに関する通知】



コードを読み取りダウンロード

あきる野市子ども・子育て支援総合計画【概要版】

発行：令和2年 3月

編集：あきる野市 子ども家庭部 子ども政策課

〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350

TEL：042-558-1111（代）